

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=6&so_cd3

執行機関名 高取町長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第十二の項 高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	(趣旨) 第一条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第二十七条第三項第二号、同法第二十九条第三項第二号の規定により利用者が負担すべき額(以下「保育料」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)第三条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)第三条の保育料の決定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	高取町保育料徴収規則(昭和六十二年三月高取町規則第六号)第二条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考		
----	--	--